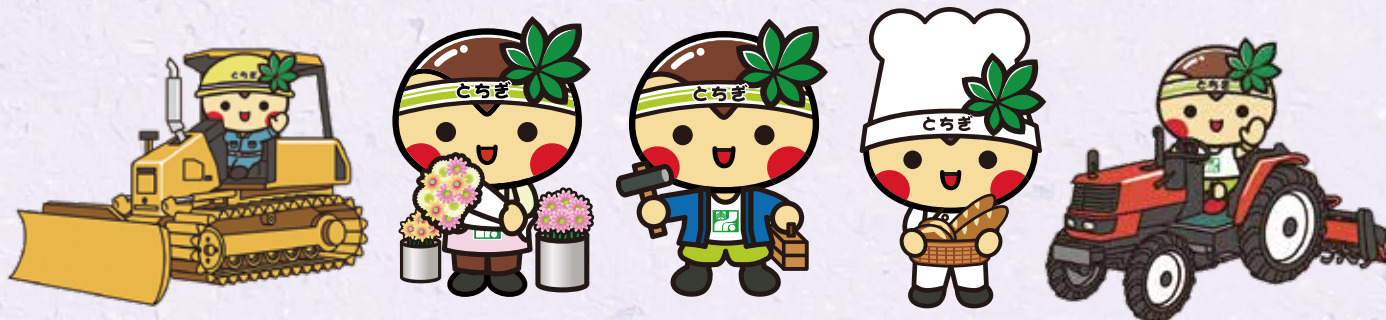




中小企業者向け

令和6(2024)年度 県制度融資のご案内



主な資金の目的別利用ガイド

一般的な 事業資金が 必要な方	▶一般的な事業資金を借りたい(運転・設備)	①一般資金
	▶短期資金を借りたい ▶経営者保証を外したい	
	▶小規模事業者で一般的な事業資金を借りたい	②小規模企業資金
創業・新事業 展開等に 取り組む方	▶創業したい、創業して5年未満	③創業支援資金
	▶経営革新計画やフロンティア企業の県の承認を受けた	④新事業開拓支援資金
	▶事業を承継したい	⑤事業承継支援資金
前向きな投資・ 事業推進等に 取り組む方	▶県が重点的に推進する事業に取り組みたい (自動車・航空宇宙・医療福祉機器・AI・IoT・ロボット・光学・環境・ 新素材・フードバレー・観光・海外展開・健康づくり・女性活躍・ 子育て支援・働き方の見直し・取引適正化・障害者雇用・地域経済牽引事業)	⑥産業政策推進資金
	▶金融機関の経営支援策と一体となった融資を受けたい	
	▶SDGsやカーボンニュートラルに取り組みたい	
経営安定・ 経営改善等に 取り組む方	▶工場用地を取得したい、工場や研究所を建設したい	⑦産業立地促進資金
	▶売上が減少している ▶コロナ資金を借り換えたい	⑧経営安定資金
	▶罹災対応や事業活動の継続に取り組みたい	
商工業と農業の 兼業に取り組む方	▶原油・原材料高騰等の影響を受けた	⑨経営サポート資金
	▶県制度融資の既往債務を借り換えたい	⑩経営改善資金
	▶抜本的な経営改善・事業再生を図りたい	
商工業と農業の 兼業に取り組む方	▶商工業と農業の事業資金を併せて借りたい ▶商工業から農業、農業から商工業へ進出したい	⑪栃木県農業ビジネス 保証制度資金

栃木県産業労働観光部

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/f03/work/shoukougyou/yuushi/index.html>

※HPから提出様式をダウンロードできます。

県制度融資の対象となる方

中小企業者（小規模企業者を含む会社・個人）・中小企業団体の方が対象となります。

中小企業者とは

資本金基準又は従業員基準のどちらかを満たしている方

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
旅行業・ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	－	300人以下

注) 医業とは、産業分類上の病院、一般診療所、歯科診療所、獣医業、介護老人支援施設を指します。

小規模企業者とは

従業員基準を満たしている方

区 分	従 業 員 数
製造業・その他	20人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業・旅行業	20人以下
商業・サービス業（上記を除く）	5人以下
医業を主たる事業とする法人	20人以下

注) 商業とは、卸売業・小売業（飲食店を含む）を指します。

※産業立地促進資金については大企業等も対象となります。

※新事業開拓支援資金（経営革新）については特定事業者（中小企業等経営強化法第2条第5項に規定）が対象となります。

※農林漁業、金融・保険業を営んでいる方は対象となりません。 ※一部例外あり

※栃木県農業ビジネス保証制度資金については、商工業とともに農業を営む中小企業者・中小企業団体・農事組合法人・個人（農地所有適格法人を含む）が対象となります。

詳細については、県経営支援課までお問い合わせください。

今年度の主な改正点

☆一般資金の拡充

経営者保証を付けずに利用できる資金を創設します。

☆産業政策推進資金の拡充（重点政策推進融資の拡充）

融資対象に「もにす」認定企業及び「パートナーシップ構築宣言」企業を追加します。

◇令和6(2024)年度制度融資一覧

令和6(2024)年4月1日現在

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)		
① 一般資金 (県経営支援課)	(運転・一般枠) 一般的な運転資金を必要とするとき	中小企業者	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	運転	3,000万円 ※団体は 1億円	7年以内 (1年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(運転・短期枠) 短期的に一般的な運転資金を必要とするとき		年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内		2,000万円 ※団体は 1億円	1年以内	
	(設備) 事業に必要な機械、建物、土地を購入するとき	中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%> 2.5%以内	設備	1億円	10年以内 (1年以内)	
	(経営者保証非提供) 経営者保証を付けずに資金を必要とするとき		年利<2.2%> 以内	運転・ 設備	8,000万円	10年以内 (1年以内)	
② 小規模企業資金 (県経営支援課)	(一般貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円を超える方	小規模企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内 経営発達貸付該 当の場合は、 年利(1.5%) <1.7%>以内	運転・ 設備・ 借換	3,000万円 ※小口零細と 合わせて 3,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める] ※小口零細貸付 は小口零細企業 保証制度の専用 資金
	(小口零細貸付) 申込金額と保証付残高の合計が 2,000万円以内の方				年利(1.6%)以内 経営発達貸付該 当の場合は、年 利(1.5%)以内	2,000万円	
③ 創業支援資金 (県経営支援課)	(別表1) 勤務経験や法律に基づく資格を活か して創業するときや、商工団体の創業 塾等を修了して創業するとき等(創業 して1年以内の場合を含む)	創業者	年利(1.7%) <1.9%>以内 ※UIターン創 業者の場合は、 年利(1.6%) <1.8%>以内	運転 ----- 設備	2,000万円	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める] ※スタートアップ 支援枠はスタート アップ創出促進保 証制度の専用資金
	(別表2) 事業を開始した日以後5年を経過し ていない中小企業者が資金を必要と するときや、分社化や兼業・副業によ り創業するとき	中小企業者			3,500万円		
	(女性・若者・シニア支援枠) (別表3) 女性・若者(30歳未満)・シニア(55歳 以上)で、別表1又は別表2に該当(一 部除く)するとき	女性・若者・ シニアの 創業者・ 中小企業者	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転・ 設備	2,000万円		
	(スタートアップ支援枠) (別表4) 事業を開始した日以後5年を経過し ていない中小企業者が経営者保証を 付けずに資金を必要とするとき	創業者 中小企業者	年利(1.6%)以内		3,500万円	10年以内(1年以内) [同時にプロパー融 資を実行する又はプロ パー融資の残高が ある場合 10年以 内(3年以内)]	
	(経営革新・フロンティア) 経営革新計画やフロンティア企業の県 の承認を受けて、新事業の開拓や経営 の革新等を行うとき	(経営革新) 特定事業者 (フロンティア) 中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 3,000万円)	運転 7年以内 (1年以内)	
④ 新事業開拓支援資金 (県経営支援課)	(事業転換促進関連) 事業転換計画の県の認定を受けて、 新たな事業分野に進出するとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転	2,000万円	設備 10年以内 (2年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
				設備	5,000万円		
⑤ 事業承継支援資金 (県経営支援課)	(経営承継関連) 県の認定又は事業引継ぎ支援セン ターや専門家の支援を受けて策定し た事業承継計画等に基づく取組を行 うとき	中小企業者等 (代表者含む) 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・ 設備	1億円 (うち運転 2,000万円)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する 場合の保証料率 は別途定める]
	(M&A関連) M&A(合併、営業譲渡、株式取得)に より事業資産及び経営権を承継する ときや、M&A実施後2年以内に機械 又は建物を取得するとき	中小企業者 中小企業団体		設備	1億円	10年以内 (2年以内)	
	(経営者保証解除関連) 事業承継に際して経営者の保証を外 したいとき	中小企業者 (法人に限る)	年利(1.7%) <1.9%>以内	運転・ 設備・ 借換	1億円 (うち運転 2,000万円)	10年以内 (1年以内)	保証付き[保証料 率は別途定める] ※事業承継特別保 証制度又は経営承 継借換関連保証制 度の専用資金

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等	
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)		
⑥ 産業政策推進資金 (県経営支援課)	(重点政策推進融資)						
	(1)とちぎ産業振興協議会の会員企業が、戦略3産業(自動車、航空宇宙、医療福祉機器)の振興のために必要な事業を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.7%) <1.9%> 2.2%以内	運転・設備	1億円 (うち運転3,000万円)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(2)とちぎ未来技術フォーラムの会員企業が未来3技術(AI・IoT・ロボット、光学、環境・新素材)の活用促進のために必要な事業を行うとき						
	(3)フードバレーとちぎ推進協議会の会員企業が、フードバレーとちぎの推進のために必要な事業を行うとき						
	(4)魅力ある観光地づくりや観光誘客の推進のために必要な事業を行うとき						
	(5)海外展開のために必要な事業を行うとき						
	(6)健康づくり、女性活躍、子育て支援、働き方の見直し、取引の適正化、障害者雇用に資する事業を行うとき						
(7)県の承認を受けた地域経済牽引事業を行うとき							
⑦ 産業立地促進資金 (県産業政策課)	(とちぎ創生融資(第2期)) ＜金融機関提案型＞ 各取扱金融機関の定める要件に該当する中小企業者		取扱金融機関ごとに融資対象者等は異なります。 詳細は県ホームページをご覧ください。				
	(SDGs推進融資) SDGsの達成に向けて取り組むとき	中小企業者	年利(1.5%) <1.7%> 2.0%以内	運転・設備	1億円	10年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(カーボンニュートラル推進融資) カーボンニュートラルに向けて取り組むとき	中小企業団体					
⑦ 産業立地促進資金 (県産業政策課)	(新規立地促進融資) 県内の工場用地等を取得する場合や、工場適地に工場や研究所等を設置するとき ※グローアップ融資との併用不可	県内外の事業者	年利(1.9%) <2.1%> 2.4%以内	設備	10億円 [知事特認20億円] ※土地取得費を含む	12年以内 (2年以内)	金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]
	(グローアップ融資) 成長分野における先進的な大規模投資や地域経済への波及効果の大きい大規模投資を行うとき ※新規立地促進融資との併用不可		年利(1.7%) <1.9%> 2.1%以内		5億円 ※下限5,000万円超 ※土地取得費を除く	12年以内 (2年以内)	

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

資金名	資金用途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等		
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)			
⑧ 経営安定金 (県経営支援課)	(基盤強化融資)							
	長期資金	(1)売上減少、受取手形の不渡り等による経営不安を防止するために資金を必要とするとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転	4,000万円 ※ただし、(4)については 5,000万円	1年超10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
		(2)特定中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						保証付き [保証料率は 0.8%又は0.7%]
		(3)特例中小企業者として市町村長の認定を受けたとき						※(3)は危機関連保証 制度の専用資金
		(4)特定被災区域内の事業所で、震災により直接又は間接に影響を受け市町村長の認定を受けたとき						保証付き [保証料率は別途 定める]
		(5)為替変動による影響を受けて売上が減少したときや、原材料の高騰に対応するために資金を必要とするとき						
	長期資金	(事業活動継続融資) 火災、地震又は風水害等の災害を受けたときや、災害等の未然防止対策を行うとき	中小企業者 中小企業団体	年利(1.6%) <1.8%>以内	運転	3,000万円	1年超7年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
		(原油・原材料高騰等緊急対策資金) 原油・原材料高騰等の影響により売上高や利益率が減少したとき			設備	5,000万円	1年超10年以内 (2年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
					運転・ 設備 借換	1億円	1年超10年以内 (2年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]
							10年以内 (5年以内)	※伴走支援型特別保証 制度の専用資金
(伴走支援型特別融資) 金融機関による伴走支援を受けて、経営安定や収益力改善に向けて取り組むとき								
⑨ 経営サポート金 (県経営支援課)	(サポート借換) 既に借入れている以下の県制度融資の借換えを必要としているとき ・小規模企業資金 ・創業支援資金 ・新事業開拓支援資金 ・経営安定資金	中小企業者 中小企業団体	年利(2.0%) <2.2%>以内	借換・ 運転	【既存債務借換型】 借換をする左記資金の融資残高の範囲内	10年以内 (1年以内)	保証付き [保証料率は別途 定める]	
	(金融円滑化借換) 既に借入れている県制度融資の借換えを必要としているとき ただし、以下の資金を除く ・一般資金(運転・短期枠) ・産業立地促進資金 ・経営サポート資金 ・経営改善資金						金融機関所定 [保証を利用する場合の保証料率は別途定める]	
⑩ 経営改善金 (県経営支援課)	事業再生ファンドや経営サポート会議等の支援を受けて策定した事業再生計画に従って、抜本的経営改善や再生を図るとき	中小企業者 中小企業団体	年利(2.3%) <2.5%>以内	運転・ 設備・ 借換	2億円 ※[知事特認借換 融資残高の範囲内]	10年以内 (2年以内) [知事特認借換 15年以内(2年以内)、感染症対応型保証を利用する場合 15年以内(5年以内)]	保証付き [保証料率は別途 定める] ※事業再生計画 実施関連保証制度の 専用資金	
⑪ 栃木県農業ビジネス保証制度資金 (県経営支援課)	商工業とともに農業を営むとき	中小企業者 中小企業団体 農事組合法人 個人	年利2.2%以内 ※割合保証 (80%)付き	運転・ 設備	1億円	運転 10年以内 (1年以内) 設備 15年以内 (2年以内)	保証付き [保証料率は 0.8%] ※農業ビジネス保証 制度の専用資金	

[注] 融資利率の()内は保証協会保証付き(責任共有制度対象外)の場合、<>内は保証付き(責任共有制度対象)の場合。

◇県制度融資の融資期間延長について

制度名	要旨	利用対象者	延長できる期間
融資期間の延長 (県経営支援課)	県制度融資要綱(産業労働観光部所管の県制度融資)で定めた融資期間を超える融資期間の延長が可能(一般資金(運転・短期枠)を除く)	県制度融資借入者 (一般資金(運転・短期枠)を除く)	3年を限度とし、金融機関(保証付きにあっては保証協会を含む)が認めた期間

[注] 新型コロナウイルス感染症対策パワーアップ資金、新型コロナウイルス感染症対策融資(伴走支援型貸付に限る。)及び伴走支援型特別融資の延長できる期間は、5年を限度とし、金融機関及び保証協会が認めた期間

◇環境保全資金(他部局所管の中小企業向け制度融資)

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			信用保証及び保証料等
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)	
環境保全資金 (県環境保全課)	公害防止施設等を設置するときや、環境保全に資する事業に取り組むとき	中小企業者 中小企業団体	年利1.6%	設備 所要経費の90%以内で次の額 ・公害防止施設等の設置、環境保全事業100万円以上1億円以下 ・工場等の移転200万円以上1億5千万円以下	・融資額が1,000万円以上の場合10年以内(2年以内) ・融資額が1,000万円未満の場合7年以内(1年以内)	原則として保証付き [保証料率は別途定める]

◇高度化資金貸付金(県直接貸付)

高度化資金制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応等を図るための事業に対して資金及びアドバイス(助言)の両面から中小機構と県が一体となって支援する制度です。

資金名	資金使途	融資対象者	融資条件			申込先
			融資利率(固定)	限度額	融資期間(据置期間)	
集団化資金 (県経営支援課)	散在する工場・店舗等を移転し、事業規模の拡大や生産工程の共同化・協業化を行うとき	事業協同組合等	年利0.8%	設備 貸付対象額の80%以内 (小規模事業者は90%以内)	20年以内 (3年以内)	市町の商工担当課(申込窓口) 栃木県中小企業団体中央会(相談窓口)
施設集約化資金 (県経営支援課)	組合又は合併・出資会社を設立し、共同施設を設置・運営するとき					
共同施設資金 (県経営支援課)	共同生産、共同販売等のための共同施設を設置するとき					
設備リース資金 (県経営支援課)	組合が設備を一括して購入し、組合員にリースを行うとき					

[注] 金融機関保証を付ける場合、融資利率は年利0.20%、限度額は貸付対象額の90%以内となります。

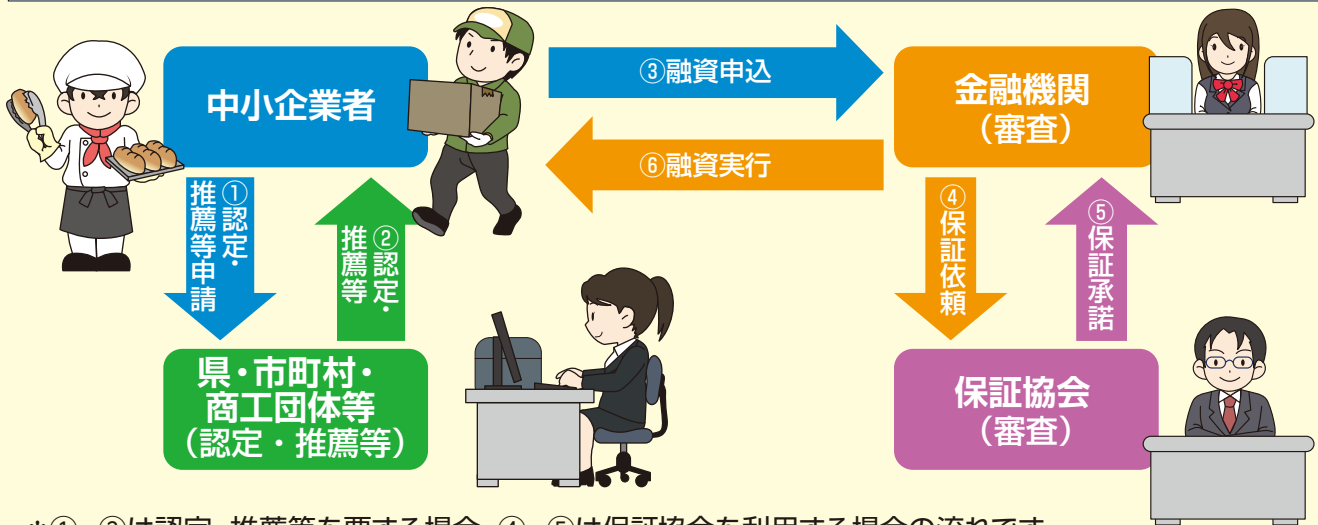
◇事業の経営改善に取り組みたい方へ

事業名	事業内容	対象者	手続きの流れ
経営改善 専門家派遣 特別相談窓口 (県経営支援課)	専門家(中小企業診断士等)を派遣して、経営改善に関するアドバイスを行います(原則3回まで無料)	中小企業者	申込書・決算書の提出 申込内容を拝見し、本窓口の利用可否及び今後の流れについて御連絡いたします。
			ヒアリングの実施 専門家派遣に向けて、相談内容や企業概要等についてヒアリングを行います。
			派遣決定・相談の実施 専門家が企業に伺い、アドバイスを行います。

[注] 申込の内容によっては他の支援機関を御案内する場合があります。

県制度融資の主な手続の流れ

*融資申込前に、まずは取扱金融機関、県経営支援課、最寄の商工団体等に御相談下さい。

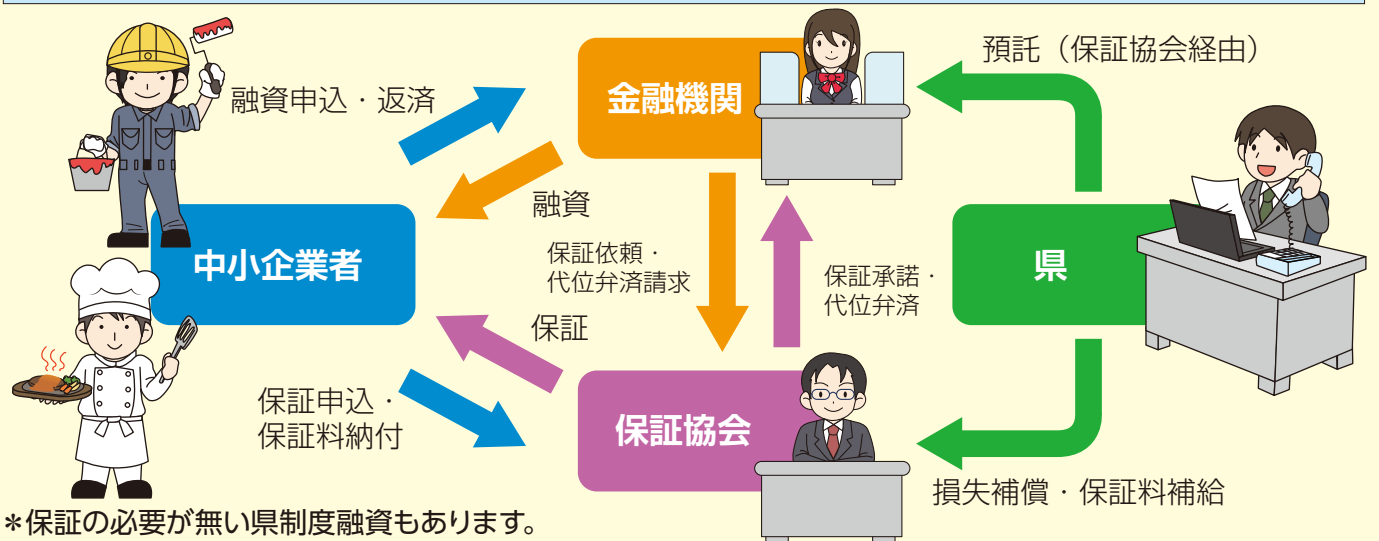


*①・②は認定・推薦等を要する場合、④・⑤は保証協会を利用する場合の流れです。

県制度融資の仕組み

県制度融資は、融資条件(利率・限度額・要件等)を県が要綱で定め、金融機関と保証協会の協力を得て、中小企業者の方へ融資を行う制度です。

また、県が金融機関への預託や保証協会への保証料の補給及び損失補償を行うことにより、低利・低保証料で、さらに融資を受けやすい制度となっています。



*保証の必要が無い県制度融資もあります。

保証料率について

県が一部保証料補給を行っているほか、保証協会の協力により、一般の保証料率より低く設定しています。なお、保証制度によっては一律の保証料率が適用となる場合もあります。

● 栃木県制度融資保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	1.60	1.45	1.30	1.15	1.05	1.00	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.40	1.25	1.10	0.95	0.90	0.85	0.80	0.60	0.45

(参考) 一般保証料率

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有制度対象外 (%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有制度対象 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

制度融資 Q&A

Q1 どんな企業が使えるのですか？

A1 中小企業者の方ならどなたでもご利用いただけます。ただし、1年以上同一事業を営んでいることが必要な資金や、業種に制限のある場合もあります。

Q4 県が貸してくれるのですか？

A4 県が貸付け原資を県内の金融機関に預託し、それに金融機関のプロパー資金を加えて、金融機関の判断に基づいて融資を行います。

Q2 どんなことに使えますか？

A2 県内の事業所で必要とする設備資金や運転資金にご利用いただけます。ただし、設備資金又は運転資金に限定している資金や用途を限定している資金もあります。

Q5 信用保証協会について教えてください。

A5 信用保証協会は、中小企業者の方が金融機関から融資を受ける際に、皆さんの保証人として融資の途を開くために設けられた公的な保証機関です。

Q3 どこに申し込むのですか？

A3 融資申込は、直接、取扱金融機関に行うこととなります。ただし、資金によっては、事前に公的機関の証明書等が必要なものもあります。

Q6 責任共有制度について教えてください。

A6 金融機関と保証協会とが責任を共有し、両者が連携して中小企業の方に対して融資や経営支援など、より一層の支援を行うことを目的とした制度です。

融資申込先・取扱金融機関

県制度融資の申込先となる取扱金融機関は、以下の29金融機関の県内外の営業店となります。

銀行	三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、山形銀行、東邦銀行、群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、三井住友信託銀行、福島銀行、大東銀行、東和銀行、栃木銀行、東日本銀行
信用金庫	白河信用金庫、桐生信用金庫、足利小山信用金庫、栃木信用金庫、鹿沼相互信用金庫、佐野信用金庫、大田原信用金庫、烏山信用金庫、結城信用金庫
信用組合	真岡信用組合、那須信用組合、ハナ信用組合、横浜幸銀信用組合
政府系金融機関	商工組合中央金庫

[注] 栃木県農業ビジネス保証制度資金の取扱金融機関は、栃木県信用保証協会と約定を締結している金融機関となります。

詳細やご不明な点について、お気軽にお問い合わせください

制度融資全般、高度化資金、経営改善関連専門家派遣特別相談窓口についてのお問い合わせは 産業労働観光部経営支援課	TEL028(623)3181
産業立地促進資金についてのお問い合わせは 産業労働観光部産業政策課企業立地班	TEL028(623)3202
環境保全資金についてのお問い合わせは 環境森林部環境保全課	TEL028(623)3188
信用保証についてのお問い合わせは 栃木県信用保証協会	TEL028(635)2121

最寄りの商工会・商工会議所又は金融機関でもお問い合わせを受け付けています